

新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう

自粛の要請について 年末年始特別版

■はじめに

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てをいただき、厚く御礼申し上げます。また、依然出口の見えてこない新型コロナウイルス感染症について、弊社の感染防止対策へのご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。今年3月より感染が爆発的に拡大し、落ち着く暇もなく第2波、昨今では第3波と呼ばれる感染拡大が、日本はもとより世界を襲い、私たちにとって日々感染への恐怖と戦わざるを得ない状況が長期にわたり続いております。様々な状況のご高齢の方々が集団生活を行っている弊社施設におきましても感染を防ぎ皆様の命を守るべく様々な感染防止策を、厚労省が発表する通知に基づき行って参りました。今回は年末年始に向け平素のお知らせ文に加え、感染防止策について緩和を求める多くのご要望にお応えすることが、なぜ難しい状況であるかを、簡単ではございますがご説明させていただければと考え特別版として作成いたしました。お時間が許されましたらご一読いただけますと幸いです。

■年末年始における自粛要請について

令和2年12月26日(土)から令和3年1月11日(月)まで

状況を鑑みて延長する場合がございます。

- 1) 面会につきまして…現在の対応より変更ございません。施設毎に対応が異なります。詳しくは各施設へお問い合わせください。
- 2) 外出につきまして
①密による感染を防ぐため下記施設への出入りは自粛願います。
 - ・遊興施設(カラオケボックス・勝馬投票券販売所など)
 - ・運動、遊戯施設(ボウリング場・ゲームセンター等の遊技場)
 - ・劇場等(劇場、観覧場、映画館または演芸場)
 - ・商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)その他、初詣など地域で人が密集すると考えられる場所への外出も自粛願います。
- ②公共交通機関を使用する場合
 - ・混雑が予想される12/29~1/4の間の利用はお控えください。
 - ・車内での会話は控え、なるべくドアや窓近くにて乗車してください。(タクシーを除く)…その他、現在の対応より変更ございません。
- 3) 外泊につきまして
原則禁止といたします。
なお、慶弔事など、やむを得ない事情により外泊をご希望される場合はご相談ください。

※やむを得ず外泊された場合

- ①外泊中の行動履歴につき記録をお願いします。
- *万一の場合、経路特定を迅速に行うことができるため
- ②帰設後3日間は居室内にてお過ごしいただきます。
- *居室配膳による有料サービス費用についてはご負担いただきます。予めご了承ください。
- ③共有部(大浴場・食堂・エレベーター)の使用を禁止します。
- *普段より居室での長時間滞在が難しい入居者様の外泊は如何なる理由がございましてもお断りさせていただく場合がございます。
- *外泊時にご本人様またはご家族様に発熱等症状が出た場合、受診結果を施設へご連絡いただくまで帰設はご遠慮ください。

■新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応について

万一、感染者が発生した場合の対応について簡単にご紹介いたします。心の片隅に留めおきいただけますと幸いです。

新型コロナウイルス感染を確認

↓

<施設>

*保健所への報告(都度)

*ご入居者様への周知

※全ご入居者様対象：居室内滞在のお願い

*ゾーニングによる導線変更の連絡

ゾーニングとは…感染領域と非感染領域の明確な区分け

*各出入り業者への連絡：約2週間の出入停止

*保健所の指示のもと、濃厚接触者の特定

►感染者の発症日2~3日前に接触がある場合認定される可能性大

*職員に該当がある場合

該当者はPCR検査の実施

陽性の場合入院または自宅待機必須

陰性の場合でも自宅待機必須

*感染者との最終接触日より約2週間分の勤務調整

*ご入居者様に該当がある場合

該当者はPCR検査の実施。

陽性の場合入院または居室隔離、

陰性の場合でも居室隔離必須

►陽性の場合の居室隔離は日常生活されている居室ではなく感染

拡大防止用に用意される別フロア居室にて隔離です。

*施設内消毒(外部委託不可の場合職員により実施)

*共有部閉鎖

*面会や機能訓練など、現状制限がありつつも実施できていることについてもすべて中止

<本部>

*ご入居者様・ご家族様向け文書作成、発送

(①発生時②濃厚接触者の検査結果③終息時)

*必要物資等随時供給

<ご入居者様>

*共有部使用禁止

*安全の確認ができるまで外出禁止(導線確保、消毒など)

その他、状況に応じて隨時対応策の実施

■おわりに

上記のように、施設内で感染者が発生すると、ご入居者様には感染防止策強化を図らざるを得ず、更なる規制について検討することとなる(これまで以上に自由が制限される)可能性がございますし、施設職員においても通常業務+同時進行で感染対応業務に追われる事となります。また、感染者や濃厚接触者が発生、認定されるほどに職員は手薄になってしまい、本来介護が必要なご入居者様への十分な介護を行えない事態やご入居者様の感染が確認された場合、重症化にもなりかねない事態を引き起こす可能性がございます。以上をふまえ集団生活の環境下において感染防止策の緩和についてご期待にお応えしかねる点もあるということをご理解賜れますと幸いでございます。何卒よろしくお願い申し上げます。